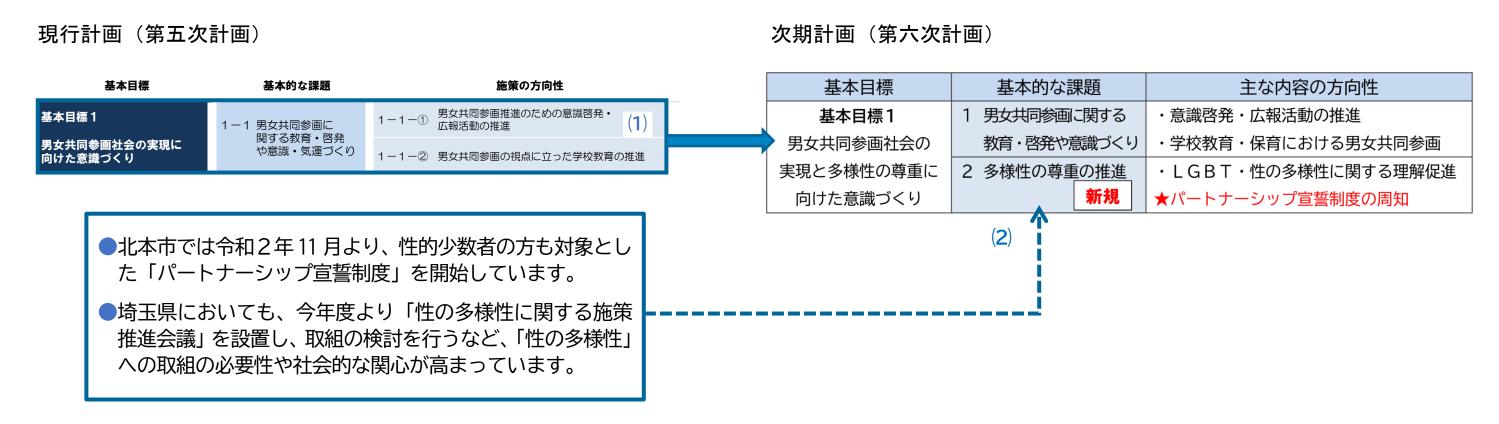
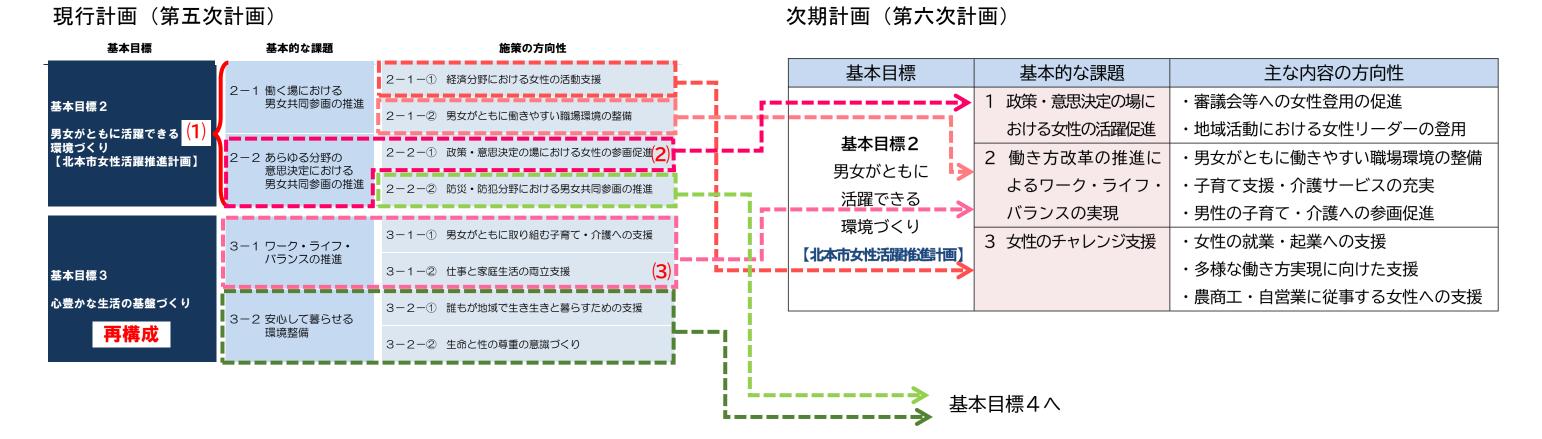
基本目標1 男女共同参画社会の実現と多様性の尊重に向けた意識づくり



- (I) 現行計画の「基本目標 I 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり」及び「基本的な課題」として掲げる「男女共同参画に関する教育・啓発や意識づくり」ついては、いずれも男女共同参画推進のための基本的な事項であるため、次期計画においても引き続き課題として位置付けます。
- (2) 近年社会において着目されるようになった「性の多様性」についても、市民の意識づくりが重要であるため、新たに基本目標 | の中に課題として位置付けます。

基本目標2 男女がともに活躍できる環境づくり



- (I) 現行計画の「基本目標 2 男女がともに活躍できる環境づくり【北本市女性活躍推進計画】」で掲げる 2 つの「基本的な課題」については、いずれも社会の男女共同参画に関する根幹的な事項であるため、次期計画においても引き続き課題として位置付けます。
- (2) 現行計画の「基本目標2 男女がともに活躍できる環境づくり【北本市女性活躍推進計画】」の2つの「基本的な課題」のうち、特に「2-2-① 政策・意思決定の場における女性の参画促進」については、指標である「審議会等の委員における女性の割合を増やす」が目標と実績が大きく乖離しており、喫緊の課題であるため、次期計画においては、基本目標2のうち | 番目の課題として位置付けます。
- (3) ライフ・ワーク・バランスについては、現行計画では「基本目標3 心豊かな生活の基盤づくり」の中の「基本的な課題」 として位置付けていましたが、ライフ・ワーク・バランスの推進が、男女がともに社会で活躍するための必須の事項である と近年強く認識されるようになったため、次期計画では基本目標2に移動するとともに、「政策・意思決定の場における女 性の活躍促進」に次ぐ「基本的な課題」として位置付けます。

基本目標3 あらゆる暴力の根絶

現行計画 (第五次計画)

次期計画 (第六次計画)

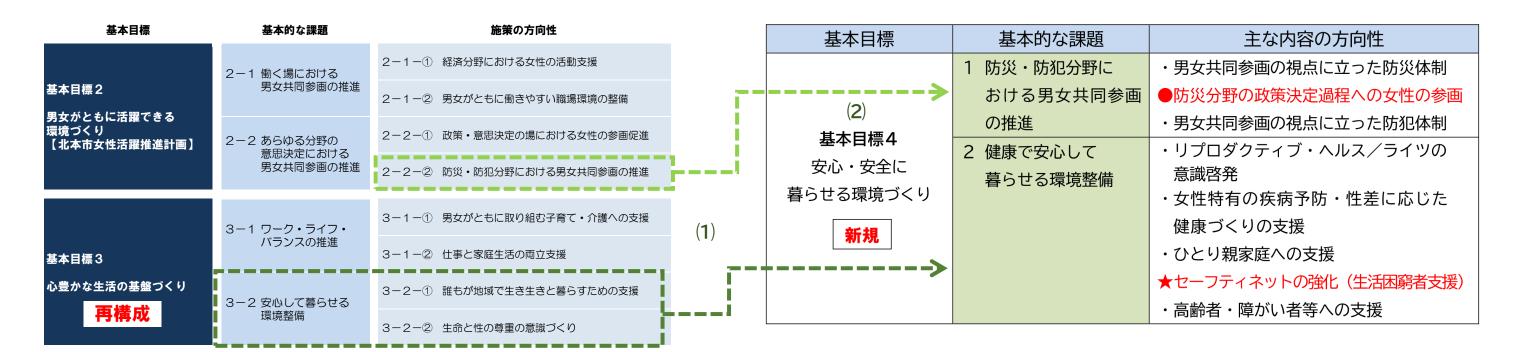
基本目標	基本的な課題	施策の方向性		基本目標	基本的な課題	主な内容の方向性
	4-1 暴力の根絶の	4-1-① 意識啓発・広報の充実			1 暴力根絶のための	・意識啓発・広報の強化(DV防止・各種
基本目標4 あらゆる暴力の根絶 【北本市配偶者等からの 暴力の防止及び被害者支援 基本計画】	ための意識啓発	4-1-② 地域における暴力防止対策の推進	(1)	(2)	意識啓発	ハラスメント・児童虐待)
	4-2 相談体制の充実	4-2-① 相談体制の充実		基本目標3		●若年層への広報・啓発(デートDV・性
	4-3 暴力被害者の 保護・支援	4-3-① 被害者の安全確保・緊急避難体制の確保		あらゆる暴力の根絶		被害等)
		4-3-② 被害者の自立支援		【北本市配偶者等からの	2 相談体制の充実	・相談しやすい体制の充実
				暴力の防止及び被害や 支援基本計画 】		・男性被害者も相談しやすい環境整備
				23	3 暴力被害者の保護・	・被害者の安全確保と手続きに関する支援
					支援	・自立に向けた支援

- (I) DVは依然として深刻な問題であり、その防止は重要な課題であるため、次期計画では引き続き基本目標として掲げます。
- (2) 次期計画は現行計画と同様に、女性活躍推進法に基づく推進計画及びDV防止法に基づく基本計画を一体的に策定します。 そのため、北本市男女共同参画プランの基本的な目標である基本目標 | に次いで、基本目標 2 に「北本市女性活躍推進計画」 を、基本目標 3 に「北本市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」を位置付けることとしました。

基本目標4 安心・安全に暮らせる環境づくり

現行計画(第五次計画)

次期計画 (第六次計画)



- (I) 現行計画で「基本目標2 男女がともに活躍できる環境づくり【北本市女性活躍推進計画】」の中の I つの施策として位置付けられていた「防災・防犯分野における男女共同参画の推進」と、「基本目標3 心豊かな生活の基盤づくり」の中の I つの基本的な課題として位置付けていた「安心して暮らせる環境整備」は、社会における根幹的な目標であるため、次期計画では引き続き課題として掲げます。
- (2) 県の計画では、防災・防犯分野における男女共同参画の推進や、男女の健康や生活環境づくりについて、「安心・安全」の キーワードの下に位置づけています。それを受け、次期計画では上記の2つの内容を統合し、新たに「基本目標4 安心・ 安全に暮らせる環境づくり」として位置付けました。

基本目標5 男女共同参画の推進体制の強化

現行計画 (第五次計画)

次期計画 (第六次計画)

基本目標	基本的な課題	施策の方向性				
		5-1-① 庁内における男女共同参画の推進	(1)	基本目標	基本的な課題	主な内容の方向性
基本目標 5 男女共同参画の推進体制 の強化	5-1 計画の総合的な 推進体制の充実	5-1-② 庁内推進体制の充実		基本目標5	1 計画の総合的な	・庁内における男女共同参画の推進
		5-1-③ 計画の進行管理		男女共同参画の	推進体制の充実	・庁内推進体制の充実
		5-1-④ 調査研究・情報の収集と提供		推進体制の強化		・計画の進行管理
		5-1-6 国・県・市民・団体・事業者等との協働				

(I) 現行計画の「基本目標5 男女共同参画の推進体制の強化」で掲げる指標については達成半ばであり、男女共同参画の推進体制の強化は、あらゆる目標を達成する上で不可欠であるため、引き続き基本目標として位置付けます。